

第430回山口地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和4年8月4日（木） 午後5時01分～

2 場 所 山口地方合同庁舎2号館5階 共用第一会議室

3 出席者

公益代表委員	赤 穴 泰 博 委 員
	小 林 友 則 委 員
	田 中 裕 美 子 委 員
	通 山 和 史 委 員
	濱 島 清 史 委 員

労働者代表委員	河 村 裕 幸 委 員
	倉 重 里 加 委 員
	富 田 博 之 委 員
	山 本 章 宏 委 員
	横 山 崇 委 員

使用者代表委員	阿 野 徹 生 委 員
	奥 田 宏 委 員
	坂 本 竜 生 委 員
	嶋 本 健 児 委 員

事 務 局

労 働 局 長	名 田 裕
労働基準部長	田 村 裕 之
賃 金 室 長	上 田 竜 夫
室 長 補 佐	大 塚 智
監 察 監 督 官	有 田 臣

4 議 題

- (1) 令和4年度の山口県最低賃金の改正について
- (2) その他

○室長補佐

皆様、本日は大変お疲れさまでございます。

本日の審議会は、山口地方最低賃金審議会運営規定第 6 条第 1 項により公開とされております。

傍聴の事前申込みが 6 名の方からありましたことをご報告いたします。

では、全員おそろいになりましたので、濱島会長、どうぞよろしく願いいたします。

○会長

ただいまから、第 430 回山口地方最低賃金審議会を開催いたします。

事務局から定足数についてご報告ください。

○室長補佐

本日は、使用者代表委員の中村委員がご欠席であります。

本日の審議会は、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に規定されております要件、委員の 3 分の 2 以上、または公益代表委員・労働者代表委員・使用者代表委員各 3 分の 1 以上の出席を満たしておりまして、会議を開催し、議決することができることをご報告申し上げます。

○会長

傍聴の方にはお願いですが、お手元に配付されている「審議会傍聴に当たっての遵守事項」を守っていただくようお願いいたします。

それでは、審議に移ります。

議題 1 の「令和 4 年度の山口県最低賃金の改正について」です。

8 月 2 日に中央最低賃金審議会から令和 4 年度地域別最低賃金額改定の目安が示されておりますので、事務局から目安伝達をお願いいたします。

ただ、全て読み上げるのは長いので、別紙 1 の公益委員見解については、ポイントを絞って説明をお願いいたします。

○賃金室長

それでは、資料 No.1 の令和 4 年 8 月 2 日に答申されました令和 4 年度地域別最低賃金額改定の目安についての内容をご説明いたします。

答申につきましては、全て読み上げさせていただきます。

令和 4 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）。

令和 4 年 6 月 28 日に諮問のあった令和 4 年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申をする。

記

- 1、令和 4 年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2、地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解

(別紙 1) 及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告 (別紙 2) を地方最低賃金審議会に提示するものとする。

- 3、地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙 1 の 2 に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し要望する。
- 5、生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるよう一層の取組を求めるとともに、特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、原材料費等の高騰にも対応したものとするなどのより一層の実効性ある支援の拡充に加え、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。
- 6、下請取引の適正化については、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」(令和 3 年 12 月) 及び「取引適正化に向けた 5 つの取組」(令和 4 年 2 月) に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を強く要望する。また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

次に、別紙 1 の公益委員見解になりますが、ポイントを絞って説明をさせていただきます。

1 頁 1 の表において、地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安がランクごとに示されております。山口県は C ランクでございますので、C ランクの引上げ額の目安は、この表によりますと 30 円ということになっております。

2 (1) の目安小委員会につきましては、最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素である賃金、生計費、企業の支払能力を考慮した審議を行ってきたというところでございます。

まず、その 3 要素のうちの、ア、賃金につきましては、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率が 2% を超えました。それから、賃金改定状況調査結果については第 4 表①②ですが、賃金上昇率は 1.5% ということで、平成 14 年以降最大値でありました。それから、継続労働者に限定した第 4 表③における賃金上昇率は 2.1% ということであり、同表における賃金上昇率を十分に考慮する必要があるということでございます。

ただし、2 頁のアの最後に、今年 4 月以降に上昇している消費者物価の動向が十分に勘案されていない可能性があるという点にも留意が必要であるということが書かれております。

それから、イ、労働者の生計費についてでございます。

消費者物価指数のうちの「持家の帰属家賃を除く総合」につきましては、今年 4 月の対前年同月比が 3.0%、5 月が 2.9%、6 月が 2.8% となっております。

それから、基礎的支出項目というのがございますが、これは必需品的な支出項目となっており、その上昇率を見ていくと4%を超えるものとなっております。

したがって、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力、物とかサービスを買うことができる力のことですが、それを維持する観点から必需品的な支出項目に係る消費者物価の上昇も案案し、今年4月の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す3.0%を一定程度上回る水準を考慮する必要があるということになっております。

次に、ウとして通常の事業の賃金支払能力というところでございます。この指標として、まず法人企業統計における企業利益、具体的に言いますと売上高経常利益率になります。数値の説明は省略しますが、結果的にはコロナ禍前の水準への回復がみられるということになっております。

それから、業況判断DIというのがございまして、このDIというのは、「良い」と回答した企業数の割合から「悪い」と回答した企業数の割合を引いたものでございますが、日銀の企業短期経済観測調査結果のDIによれば、コロナ禍からの改善傾向がみられるということになってございます。

ただし、最後の方に書いてありますが、コロナ禍や原材料費等の高騰により賃上げ原資を確保することが難しい企業も少なくないことに留意する必要があるということになっております。

エの各ランクの引上げ額の目安は大事なところだと思いますので、全文を読み上げさせていただきたいと思っております。

各ランクの引上げ額の目安。

以上から、①賃金については、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げの水準が反転していることに加え、今年の賃金改定状況調査結果第4表①②における賃金上昇率は、平成14年以降最大であるものの、当該結果には今年4月以降の消費者物価の上昇分が十分に勘案されていない可能性があること、②労働者の生計費については、必需品的な支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案すれば、今年度の引上げ率は、今年4月の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す3.0%を一定程度上回る水準とすることが考えられる。さらに、最低賃金について、政府が「できる限り早期に全国加重平均が1,000円以上」となることを目指していることも踏まえれば、可能な限り最低賃金を上げることが望ましい。一方、③通常の事業の賃金支払能力については、企業の利益や業況においてコロナ禍からの改善傾向はみられるものの、労働分配率が比較的高い中小企業・小規模事業者においては、コロナ禍や原材料費等の高騰により賃上げ原資を確保することが難しい企業も少なくない。そうしたなかで、最低賃金は企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。これらを総合的に勘案し、今年度の各ランクの引上げ額の目安（以下、目安額という）を検討するに当たっては3.3%を基準として検討することが適当であると考えられる。

各ランクの目安額については、①賃金改定状況調査結果第4表における賃金上昇率はDランクが高いものの、今年1月から6月の消費者物価の上昇率はA・Bランクがやや高めに推移していること、②昨年度はAランクの地域を中心に雇用情勢が悪化

していたこと等も踏まえて全ランク同額としたが、今年度はAランクにおいても足下では雇用情勢が改善していることから、A・Bランクは相対的に高い目安額とすることが適当であると考えられる。一方、③地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていく必要があること等も考慮すれば、A・BランクとC・Dランクの目安額の差は1円とすることが適当であると考えられる。

オ、政府に対する要望。これについてはポイントを絞って説明をさせていただきます。

今年度の目安額につきましては、コロナ禍あるいは原材料費が高騰している状況などの経営を取り巻く環境を踏まえれば、「特に中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しい。」と言わざるを得ないということでございまして、中小企業・小規模事業者に対して生産性向上の支援、官公需における対応を含めた取引条件の改善等を引き続き取り組むことを政府に対し要望するということです。

生産性向上の支援について、特に事業場内で最も低い時間給を一定以上に引上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、原材料費等の高騰にも対応したものとするなど、より一層の実効性ある支援の拡充を強く要望するということでございます。それと併せて、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望するということです。

さらに下請取引の適正化につきましては、労務費や原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を強く要望するということになっております。

カ、地方最低賃金審議会への期待等についても「また」までは全文を読ませさせていただきます。

目安小委員会の公益委員としては、目安は地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではないが、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済、雇用の実態を見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望すると、以上です。

(2) の生活保護水準の最低賃金との比較についてですが、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認されたとのことです。

(3) は最低賃金の引上げの影響についてです。全員協議会報告に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要であるということになっています。

以上でございます。

○会長

ありがとうございます。ただいまの説明に関してご質問、ご意見はありますでしょうか。この後、労使委員から主張をしていただきますが、その前に今の中央最低賃金審議会の説明に関してご質問、ご意見を承りたいと思います。よろしいでしょうか。

(質問、意見等なし)

○会長

それでは、ただいまの事務局からの説明にあった令和 4 年度地域別最低賃金額改定の目安を踏まえて、労使委員の基本的な主張について、この場で述べていただきたいと思います。

それでは、労働者側委員からお願いします。

○横山委員

それでは、私の方から審議会における主張の方をさせていただきたいと思います。

一昨年から継続しております新型コロナウイルス感染症につきましては、第 7 波の到来もありまして、各県において、日々、過去最多の感染者となるなど猛威を振っている状況でございます。しかしながら、重症者が少なくウイズコロナにおける社会経済活動の活性化に向け国民が一丸となって取り組む必要があると考えております。

そのようななか、世界的な原材料価格の高騰、ロシアによるウクライナ侵攻、そして急速な円安と様々な要因が絡み合い急激な物価上昇が起こっております。消費者物価指数も例年と比較して上昇を続けている状況であります。先行きを見通す環境は確実に変化していることから、昨年以上の賃金引上げが必要であると考えております。

その上で、数点、意見をさせていただきます。

1 点目、最低賃金引上げの重要性についてです。

ここ数年にわたり日本の最低賃金の低さについては申し上げてきましたが、とりわけ山口県におきましては、昨年に 28 円引上げられ 857 円となったものの、連合が試算するリビング・ウェイジにおいては山口県では時間額 980 円が必要であることが示されております。

加えて、この数字は昨年 12 月に改定されたものでありますが、この急激な物価上昇は反映されておらず、そのような観点からも早期に地域別最低賃金の引上げが必要と考えております。

さらには、仮に時間額 980 円となった場合においても年間 2,000 時間働いても 196 万円程度にしかならず、いわゆるワーキングプアと言われる年収 200 万円にも到達しない状況であり、健康で文化的な最低限度の生活を営むための水準として十分であるとは言えません。

また、先ほど申し上げたとおり、急激な物価上昇は継続されており、労働者のみならず国民全員に影響を及ぼしており、とりわけ基礎的支出項目の増加が顕著であり最低賃金近傍で働く方々の生活を圧迫している状況であります。

容易ではないかもしれませんが、企業は物価が上昇すれば価格転嫁にて解決することができると思いますが、労働者は生活を切り詰めるしか方法がなく、だからこそ最低賃金の引上げは非常に重要だと認識しております。

また、本年の春季生活闘争において労働組合は人への投資を積極的に求め、山口県でも賃上げ率は 2%を超えており底上げを図ることができております。この賃上げ

の流れを最低賃金近傍で働く方々へ波及させることが必要であると考えております。

次に、ウイズコロナを見据えた社会経済活動の活性化に向け、コロナ禍でも企業や社会機能を支えるために使命感を持って懸命に働き続けている全ての労働者の努力に報いるためにも最低賃金の引上げは必要不可欠であり、社会的要請でもあると思っております。

2点目、地域間格差についてです。

一昨年、多くの都道府県が引上げるなかで山口県は現行どおりという結果になり、さらに昨年の最低賃金審議においては、47都道府県中、40都道府県が目安どおりの28円引上げとなっており、地域間格差の是正には至らず他県との格差が広がったままであり、加えてDランクの7県については、それ以上の引上げとなっており、Dランクの中の他県では格差改善の是正となっているなかで山口県は遅れを取っていると思っております。

今年度は、連合としてもC・Dランクの引上げが特に重要と示され、とりわけ山口県としてもCランクであり地域間格差の是正に向け、今年度は真摯に審議を行わなくてはならないと思っております。

また、労働力不足が深刻化するなか、賃金が低い地域から高い地域への働き手流出という実態には強い危機感を抱いているところでありますが、地域間格差が継続すればさらなる労働力の流出につながり、中小企業を含めた地方地域経済への悪影響が懸念されるため、人材確保の観点からも今年度の審議は重要になると考えております。

また、山口県の審議においては、昨年、公益委員見解として、今後、総合指数との整合性や地域間格差の是正にも十分に配慮していきたいと示されており、まさに地域間格差について重要課題であることは、公・労・使共通の認識であると思っております。

現在、全国加重平均930円に対し山口県は857円と73円も差を開けられている山口県の実態を踏まえた審議が必要であることを意見させていただきます。

3点目、目安答申についてでございます。

先ほど目安答申の説明があったところでありますが、Cランクの山口県においては過去最大の上げ幅となる30円が示されました。昨年に引き続いての過去最大の目安となりましたが、昨年とは状況も違い、今年は労使双方が最終的にやむなしという段階に至るまで十分な議論を尽くした結果であり、この目安額を尊重しているところでございます。

しかしながら、A・Bランクは31円、C・Dランクは30円の目安額となり、仮に全県が目安どおりの引上げとなった場合、A・Bランクとの格差が拡大することとなるため、地方最低賃金審議会の自主性発揮が非常に重要であると認識をします。よって、さらなる地域間格差の是正に考慮していく必要があると思っております。

最後に、発効日についてですが、認識の共有化をお願いしたいと思っております。最低賃金近傍で働いている人の実生活は、先ほども申し上げたとおり急激な物価上昇に耐えられず今も苦しい状況にあります。もちろん発効日ありきではございませんが、この審議会、専門部会の議論を通じて1日でも早く発効できるよう取組を進め、その方々への一助となるよう努めてまいりたいと思っております。

以上で終わります。

○会長

ありがとうございます。

それでは、次に使用者側委員の方、お願いします。

○阿野委員

それでは、使用者側の基本的な主張を申し述べさせていただきます。

国内での新型コロナウイルス感染症の発生から早 2 年以上が経過をいたし、全国での感染者数は 1,300 万人を超え、実に国民の 10 人に 1 人以上が感染したという状況にあり、この間、数次にわたる緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発出、延長等により我が国の社会経済活動は著しく低迷をいたしました。

現在、BA.5 への置き換わり、また BA.2.75、ケンタウロスの出現やワクチン予防効果の低減により全国的に感染が急拡大しており、本県におきましても 6 月末以降、新規感染者が増加傾向に転じ、過去最多の更新が連続するなど第 7 波に入り、昨日はついに 2,081 人と 1 日の感染者数が 2,000 人を超える状況になっております。

こうしたなか、我が国経済はコロナ禍による景気の低迷に加え、ウクライナ情勢の長期化による供給面での制約や原材料価格の上昇等の影響を大きく受け、県内景気につきましても、日銀下関支店は本年 3 月から 5 か月連続で持ち直しのペースが鈍化していると判断するなど、先行きへの不安、懸念が高まり予断を許さない状況にあります。

また、山口財務事務所がさきに発表された法人企業景気予測調査結果によれば、本年 4 月から 6 月期の県内企業全体の景況判断は、前 1 月から 3 月期と比べて上昇から下降したという社数構成比 BSI はマイナス 11.0 ポイントと前年同期のマイナス 9.8 ポイントよりも悪化をしており、特に最低賃金の影響を多く受ける中小企業・小規模事業者に限れば、マイナス 21.0 ポイントと昨年同期のマイナス 22.8 ポイントと比較しても景況判断は全く改善していないという深刻な状況が継続をしております。

さらに、山口県中小企業団体中央会においては、令和 4 年 6 月期の月次景況調査結果において、多くの業種において原材料費や燃料費の高騰による収益悪化等により製造業、非製造業問わず景況 DI 値がプラスの業種はなく、全体ではマイナス 33.7 と、この春先にみられた改善の兆しはここにきて停滞をしており、今後も厳しい経営環境が続くと懸念する声が高まっていると県内中小企業の現状を実態調査の結果に基づいて判断をしております。

加えまして、山口県信用保証協会が中小企業の借入資金に対して行っております保証債務の本年 6 月末残高は 3,423 億円とコロナ前の令和元年 6 月末の実に 1.83 倍、1,555 億円増と資金借入れは激増をしております。

据置期間の 3 年を経過して、いよいよ来年度から融資返済が始まるわけでございますが、業況が十分に回復しないなかでの返済となれば企業の経営状況はさらに厳しさを増すこととなります。

こうした状況のなかで、本県の最低賃金改定に関する審議を行うことになるわ

けでございますが、これまで申し上げたとおりコロナ禍により景気の低迷、ウクライナ情勢の長期化による様々な制約と影響などによる足元の景況感はいまだ極めて厳しく、まだ先行きへの不安、懸念は一段と厳しさを増しているという現状を踏まえて審議を行うことが必要であると考えます。

最低賃金制度は、賃金の低い労働者に対するセーフティネットであり、企業の業績のよしあしにかかわらず、全ての使用者に強制力を持って支払い義務を課するもので、また下方硬直性が極めて強いものであることから、賃金引上げや消費拡大などの政策目的の手段であってはなりません。その決定に当たっては、法で定める労働者の生計費、労働者の賃金、使用者の賃金支払能力の3要素を総合的に勘案して納得感のある水準として決定されるべきものであります。

にもかかわらず、本県の最低賃金につきましては、早期に全国平均1,000円を目指す等の政府方針は踏まえるものの県内のコロナ感染拡大の影響や賃金引上げの状況等から現行どおりとするとされました2020年度を除き、2016年度から2021年度にかけて県内企業の賃金引上げ率を大幅に上回る3%超という経営実態と乖離した引上げが政府方針への配慮等から決定されてまいりました。

よって、この間におきます引上げ後の最低賃金を下回っている労働者の割合、すなわち、影響率も本県において2桁を示し、2018年度は15.9%、2019年度は16.6%、昨年度は最低賃金が時間額単独方式とされた2002年度以降で過去最大の16.9%となるなど、高止まりの状況が続いておりますことから、直接的な影響を受ける県内企業は確実に増加しており、中小企業からは経営実態を十分に考慮した審議が行われていないとの声が多く聞かれます。

我々、使用者側は県内企業の経営実態や地域経済の現状を踏まえ、各種調査結果や指標データ等の明確な根拠に基づく議論、審議を経て、本県の最低賃金を決定することを改めて求めるところであります。

そうしたなかでも企業の賃金改定の実態を示し、法が定める3要素を総合的に表している賃金改定状況調査結果の第4表、あるいは春季生活闘争での妥結状況、賃上げ率等を重視する旨を従来から主張してまいりましたが、今年度におきましてもこのスタンスに変わりはありません。

このたび、中央最低賃金審議会から地方最低賃金審議会での審議に資するため最低賃金改定の目安額及びこれに関する小委員会報告が提示をされました。昨年は目安額決定に対する不信感や各地方最低賃金審議会における審議の混乱等が多発したことから、今年度は中央最低賃金審議会の目安小委員会において、労使双方から根拠を明確にした引上げ目安の公益委員見解を求めるよう要請があり、こうした経緯も踏まえて最低賃金法に定める3要素についてそれぞれデータ等を示しながら目安額の設定の考え方が求められており、そのこと自体は前進であり評価をしたいと思います。

しかしながら、そのなかで3要素を総合的に勘案することを原則としながら、結果としてこの3要素のうち今年度は特に労働者の生計費を重視した目安額としたとあります。その判断要素として4月から6月にかけての消費者物価指数の上昇動向を用いる一方で、第4表の賃金上昇率は直近の消費者物価の動向は十分に勘案されていないという点も考慮しているところでございます。

今、エネルギーや食料品、耐久消費財などの価格上昇により消費者物価の前年比は本県においても上昇傾向がみられます。しかしながら、この上昇傾向は今後も継続するのかどうかの見通しも議論せずに、最大瞬間風速になるかもしれない現状値をもって賃金引上げの根拠とすることで本当にいいのか、こうした点についても今後の専門部会等で議論が必要であると考えております。

さらに、物価を見る場合に消費者物価指数だけでなく、企業の賃金支払能力に大きな影響を与える企業物価指数、こうしたものを考慮する必要があると考えております。

また、中央最低賃金審議会において 3.3%を基準とする検討が適当とされておりますが、その 3.3%に至る導き方、なぜ 3.3%かというのは依然として不明であるというふうに考えております。

中央最低賃金審議会の公益委員見解では、目安は全国的なバランスを考慮するという観点から参考にされるべきものではあるが、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない、ことに加えて、地方最低賃金審議会が地域の経済、雇用の実態を踏まえた議論の上で各地域の最低賃金を決定するなど、自主性を発揮することも期待すると明記をされております。

さらに、発効日につきましては、昨年の審議過程において日本経済団体連合会からの問合せに対し、厚生労働省からは地域別最低賃金については 10 月中の発効を目指して審議するのが慣例であるが、各地方最低賃金審議会で合意が得られるのであれば発効日を独自に設定することは可能であるとの確認も得られているところであります。

地方最低賃金審議会においては、公・労・使で議論を尽くし納得感のある改定額等を全会一致で決定することを目指して真摯な議論を尽くしたいと考えております。

しかしながら、万が一、労使の意見がまとまらず公益委員見解を示す状況になる場合におきましては、その考え方、根拠を明確にした公益委員見解をお示しいただくようお願いをいたします。

今年度の審議におきます使用者側委員の基本的主張は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○会長

ただいま、労働者側委員、使用者側委員双方から主張を述べていただきました。具体的な金額審議につきましては、ただいま労使双方から主張されたことを踏まえ、今後、開催します専門部会の中で行うことにします。

次に、議題 2「その他」ですが、何かありますか。

(質問、意見等なし)

○会長

事務局から何かございますか。

○賃金室長

先般、確認いただきました今後の審議会及び専門部会の日程を資料No.2 にまとめましたのでお配りしています。

また、資料No.はございませんが、山口県金融経済情勢（2022年8月）を急遽入手いたしましたので、これについても配付しております。

それから、お配りしていないのですが、急遽配付したいものがございます。来週の月曜日の8日から専門部会が始まるのですが、専門部会委員の名簿を事前にお渡ししたほうがいいのではないかとということで、これについては、今、お配りをさせていただきたいと思っております。

○会長

お願いします。

【専門部会委員名簿配付】

○会長

ただいま専門部会委員の名簿を配らせていただいたところです。事前に確認していただければと思います。

そのほか、何かご質問等ありますか。

（質問、意見等なし）

○会長

それでは、次回の専門部会について一言申し上げます。次回の専門部会につきましては、労使双方から具体的な金額を定めた主張を述べていただきたいと思いますと考えておりますのでよろしくお願いたします。

また、8日の1回目の専門部会から実質的な金額審議入りとなります。よって、当会議については非公開とさせていただきます。

それでは、これをもちまして第430回山口地方最低賃金審議会を閉会といたします。

令和4年度
第430回山口地方最低賃金審議会

令和4年8月4日（木）17時00分から
山口地方合同庁舎2号館5階共用会議室

議 題

- 1 令和4年度の山口県最低賃金の改正について
- 2 その他

資料目次

- 1 令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）
- 2 最低賃金審議会及び最低賃金専門部会の今後の日程

令和4年8月2日

厚生労働大臣 後藤 茂之 殿

中央最低賃金審議会
会長 藤村 博之

令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和4年6月28日に諮問のあった令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 令和4年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し要望する。
- 5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるよう一層の取組を求めるとともに、特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、原材料費等の高騰にも対応したものとするなどのより一層の実効性ある支援の拡充に加え、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。
- 6 下請取引の適正化については、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）及び「取引適正化に向けた5つの取組」（令和4年2月）に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を強く要望する。また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

令和 4 年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和 4 年 8 月 1 日

- 1 令和 4 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

令和 4 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	31 円
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島	31 円
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡	30 円
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	30 円

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、平成 29 年全員協議会報告の 3 (2) で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」及び「新しい資本主義実行計画工程表」並びに「経済財政運営と改革の基本方針 2022」に配慮し、最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素を考慮した審議を行ってきた。

ア 賃金

まず、賃金に関する指標を見ると、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率（規模計）は 2% を超えており、ここ数年低下してきた賃金引上げの水準が反転している。また、賃金改定状況調査結果については、第 4 表①②における賃金上昇率（ランク計）は 1.5%（最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成 14 年以降最大値）であったことに加え、継続労働者に限定した第 4 表③における賃金上昇率（ランク計）は 2.1% となっている。この第 4 表は、目安審議における重要な参考資料であり、同表における賃金上昇率を十分に考慮する必要がある。

ただし、第 4 表における賃金上昇率は、企業において労働者の生計費や賃金支

払能力等を総合的に勘案して賃金決定がなされた結果であると解釈できるところ、今年の結果を見るに当たっては、今年4月以降に上昇している消費者物価の動向が十分に勘案されていない可能性があるという点にも留意が必要である。

イ 労働者の生計費

また、労働者の生計費については、関連する指標である消費者物価指数を見ると、「持家の帰属家賃を除く総合」は今年4月に3.0%、5月に2.9%、6月に2.8%（対前年同月比）となっており、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については4%を超える上昇率となっている。消費者物価指数については、基本的には、「基礎的支出項目」及び「選択的支出項目」の双方を含む「持家の帰属家賃を除く総合」を基に議論すべきであるが、必需品的な支出項目を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者の中には生活が苦しくなっている者も少なくないと考えられる。このため、労働者の生計費については、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、必需品的な支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案し、今年4月の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す3.0%を一定程度上回る水準を考慮する必要がある。

ウ 通常の事業の賃金支払能力

一方、通常の事業の賃金支払能力については、一部の産業や企業ではなく全産業や企業全体の賃金支払能力を指すと解されるところ、関連する指標を見ると、法人企業統計における企業利益（売上高経常利益率）については、平成31年1～3月期は6.0%、令和2年4～6月期は4.4%、今年1～3月期は6.3%となっており、コロナ前の水準への回復が見られる。また、業況判断DIを見ても、日銀短観では、令和2年6月の▲31から今年6月には+2となっており、また、中小企業景況調査では、令和2年4～6月の▲66.7から今年4～6月には▲19.4となっているように、コロナ禍からの改善傾向が見られる。

ただし、「宿泊業、飲食サービス業」では、現在もコロナ禍の影響が見られ、今年1～3月期の売上高経常利益率は▲4.5%となっている。また、足下では、国内企業物価指数が9%を超える水準で推移している中で、多くの企業では十分な価格転嫁ができず、企業経営は厳しい状況にあると考えられる。

このように、企業の利益や業況については、コロナ禍からの改善傾向は見られるものの、コロナ禍や原材料費等の高騰により賃上げ原資を確保することが難しい企業も少なくないことに留意する必要がある。

エ 各ランクの引上げ額の目安

以上から、①賃金については、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げの水準が反転していることに加え、今年の賃金改定状況調査結果第4表①②における賃

金上昇率は、平成14年以降最大であるものの、当該結果には今年4月以降の消費者物価の上昇分が十分に勘案されていない可能性があること、②労働者の生計費については、必需品的な支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案すれば、今年度の引上げ率は、今年4月の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す3.0%を一定程度上回る水準とすることが考えられる。さらに、最低賃金について、政府が「できる限り早期に全国加重平均が1000円以上」となることを目指していることも踏まえれば、可能な限り最低賃金を引き上げることが望ましい。一方、③通常の事業の賃金支払能力については、企業の利益や業況において、コロナ禍からの改善傾向は見られるものの、労働分配率が比較的高い中小企業・小規模事業者においては、コロナ禍や原材料費等の高騰により賃上げ原資を確保することが難しい企業も少なくない。そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。これらを総合的に勘案し、今年度の各ランクの引上げ額の目安（以下「目安額」という。）を検討するに当たっては3.3%を基準として検討することが適当であると考えられる。

各ランクの目安額については、①賃金改定状況調査結果第4表における賃金上昇率はDランクが高いものの、今年1～6月の消費者物価の上昇率は、A・Bランクがやや高めに推移していること、②昨年度はAランクの地域を中心に雇用情勢が悪化していたこと等も踏まえて全ランク同額としたが、今年度はAランクにおいても足下では雇用情勢が改善していることから、A・Bランクは相対的に高い目安額とすることが適当であると考えられる。一方、③地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていく必要があること等も考慮すれば、A・BランクとC・Dランクの目安額の差は1円とすることが適当であると考えられる。

オ 政府に対する要望

目安額の検討に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素を総合的に勘案することを原則としながら、今年度は4月以降に消費者物価が上昇したこともあり、結果として、この3要素のうち、特に労働者の生計費を重視した目安額とした。このため、今年度の目安額は、コロナ禍や原材料費等の高騰といった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、特に中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるように一層の取組を求めるとともに、特に、事業場内で最も低い時間給を一定以

上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、原材料費等の高騰にも対応したものとするなど、より一層の実効性ある支援の拡充を強く要望する。また、最低賃金について、地域間格差にも配慮しつつ、引き上げていくためには、特に、最低賃金が相対的に低い地域において、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備が必要である。このため、政府に対し、業務改善助成金について、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。

さらに、下請取引の適正化については、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）及び「取引適正化に向けた5つの取組」（令和4年2月）に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を強く要望する。

カ 地方最低賃金審議会への期待等

目安小委員会の公益委員としては、目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではないが、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

また、今後、公益委員見解の取りまとめに当たって前提とした消費者物価等の経済情勢に関する状況認識に大きな変化が生じたときは、必要に応じて対応を検討することが適当である。

なお、公益委員見解を取りまとめるに当たって参照した主なデータは別添のとおりである。

(2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

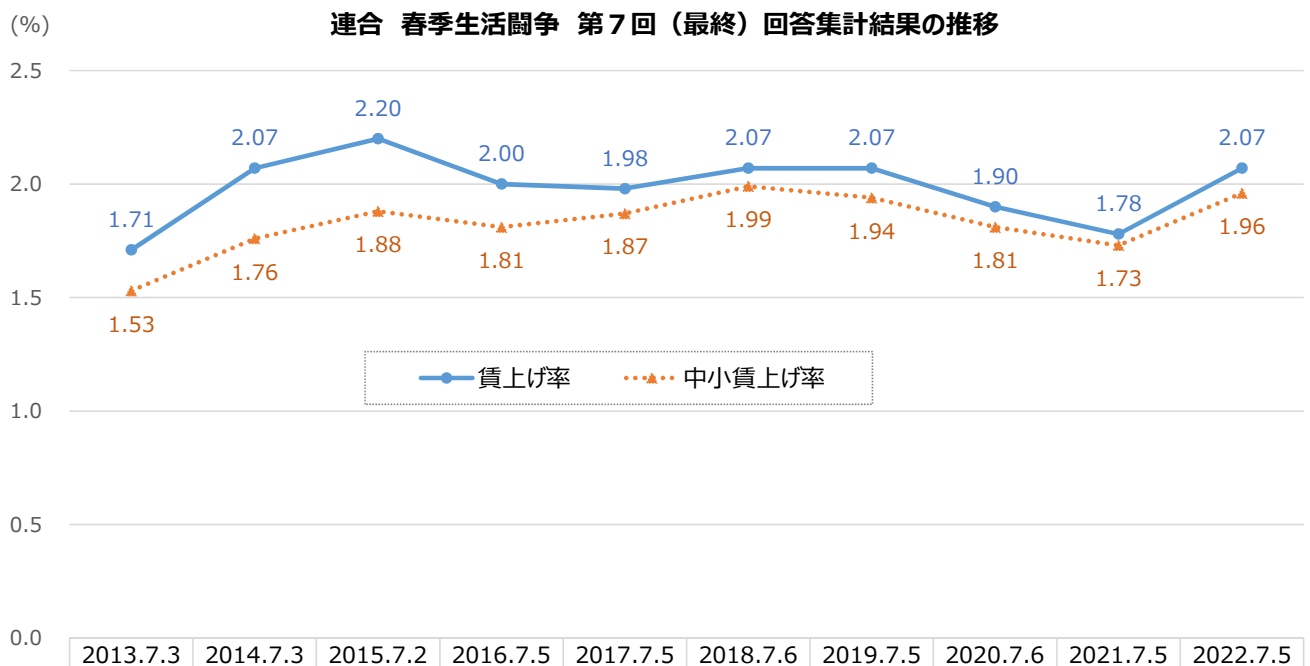
なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項及び平成29年全員協議会報告の3(2)に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適当と考える。

(3) 最低賃金引き上げの影響については、平成29年全員協議会報告の3(2)及び4(3)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。

参考資料

連合 春季賃上げ妥結状況

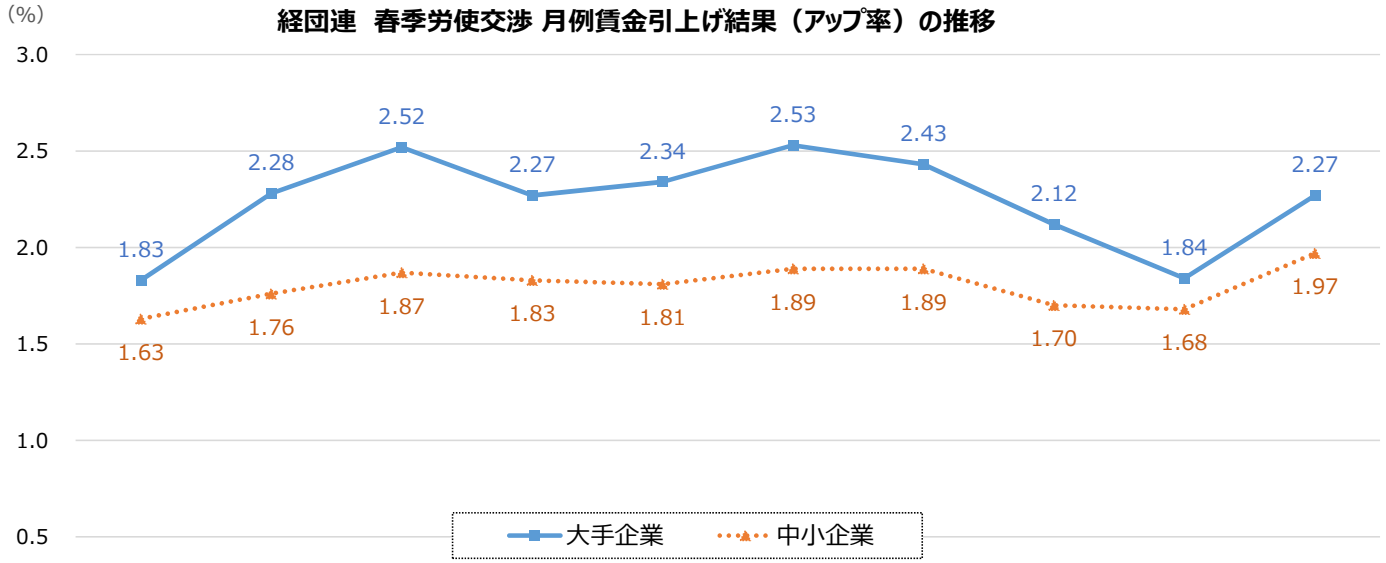
○ 2022年の連合 春季生活闘争 第7回(最終)回答集計結果(2022年7月5日公表)では、賃上げ率は2.07%(中小賃上げ率は1.96%)となっている。



(%)	2013.7.3	2014.7.3	2015.7.2	2016.7.5	2017.7.5	2018.7.6	2019.7.5	2020.7.6	2021.7.5	2022.7.5
賃上げ率	1.71	2.07	2.20	2.00	1.98	2.07	2.07	1.90	1.78	2.07
中小賃上げ率	1.53	1.76	1.88	1.81	1.87	1.99	1.94	1.81	1.73	1.96

経団連 春季賃上げ妥結状況

○ 2022年の経団連 春季労使交渉 月例賃金引上げ結果では、アップ率は大手企業2.27%（最終集計）、中小企業1.97%（第1回集計）となっている。



	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
大手企業	1.83	2.28	2.52	2.27	2.34	2.53	2.43	2.12	1.84	2.27
中小企業	1.63	1.76	1.87	1.83	1.81	1.89	1.89	1.70	1.68	1.97

（資料出所）経団連「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」「2022年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況」をもとに厚生労働省労働基準局において作成。

（注）2021年までと2022年大手企業は最終集計結果、2022年中小企業は第1回集計結果

賃金改定状況調査結果第4表①

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

（円、%）

性 ランク	産業計		製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）						
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率						
	R3年6月	R4年6月	R3年	R3年6月	R4年6月	R3年	R3年6月	R4年6月	R3年	R3年6月	R4年6月	R3年	R3年6月	R4年6月	R3年	R3年6月	R4年6月	R3年	R3年6月	R4年6月	R3年	R3年6月	R4年6月	R3年	R3年6月	R4年6月	R3年	R3年6月	R4年6月				
男	A	1,521	1,543	1.4	0.5	1,583	1,610	1.7	1.4	1,544	1,559	1.0	0.5	1,863	1,897	1.8	-1.1	1,247	1,268	1.7	-0.3	1,332	1,349	1.3	0.6	1,488	1,517	1.9	1.3	1,690	1,712	1.3	1.3
	B	1,348	1,365	1.3	0.1	1,443	1,465	1.5	0.0	1,310	1,322	0.9	0.0	1,487	1,509	1.5	-1.0	1,100	1,110	0.9	0.7	1,132	1,125	-0.6	-0.2	1,514	1,546	2.1	0.4	1,420	1,437	1.2	-0.1
	C	1,257	1,277	1.6	0.5	1,264	1,284	1.6	1.4	1,286	1,307	1.6	0.2	1,463	1,477	1.0	1.1	1,023	1,031	0.8	0.5	1,125	1,145	1.8	-0.4	1,331	1,356	1.9	0.8	1,367	1,382	1.1	-0.3
	D	1,202	1,225	1.9	0.3	1,267	1,284	1.3	0.9	1,200	1,221	1.8	0.6	1,518	1,528	0.7	0.5	974	995	2.2	-0.3	1,178	1,181	0.3	-1.1	1,226	1,264	3.1	0.3	1,273	1,296	1.8	0.7
	計	1,371	1,392	1.5	0.4	1,431	1,454	1.6	1.0	1,374	1,391	1.2	0.4	1,666	1,691	1.5	-0.5	1,116	1,133	1.5	0.1	1,218	1,228	0.8	0.0	1,412	1,443	2.2	0.8	1,487	1,507	1.3	0.6
女	A	1,746	1,768	1.3	0.8	1,807	1,830	1.3	1.1	1,746	1,760	0.8	0.9	2,039	2,069	1.5	-1.1	1,355	1,368	1.0	-0.7	1,502	1,544	2.8	1.7	1,790	1,817	1.5	2.7	1,869	1,898	1.6	1.5
	B	1,548	1,558	0.6	-0.3	1,597	1,618	1.3	0.1	1,511	1,514	0.2	-0.4	1,769	1,800	1.8	-1.1	1,276	1,292	1.3	1.2	1,301	1,279	-1.7	-3.8	1,856	1,873	0.9	-0.1	1,559	1,565	0.4	-0.5
	C	1,444	1,456	0.8	0.2	1,456	1,468	0.8	1.0	1,471	1,489	1.2	0.3	1,728	1,725	-0.2	0.7	1,131	1,134	0.3	0.3	1,206	1,207	0.1	0.7	1,567	1,595	1.8	0.1	1,512	1,515	0.2	-0.3
	D	1,382	1,400	1.3	0.2	1,424	1,434	0.7	0.5	1,360	1,373	1.0	0.9	1,716	1,739	1.3	0.6	1,136	1,177	3.6	-1.1	1,287	1,298	0.9	-1.8	1,471	1,489	1.2	0.1	1,398	1,428	2.1	0.1
	計	1,578	1,594	1.0	0.4	1,624	1,643	1.2	0.8	1,569	1,581	0.8	0.5	1,880	1,903	1.2	-0.5	1,256	1,272	1.3	-0.2	1,360	1,375	1.1	-0.3	1,713	1,737	1.4	1.3	1,641	1,659	1.1	0.4
計	A	1,351	1,375	1.8	0.4	1,204	1,241	3.1	2.0	1,345	1,363	1.3	0.2	1,703	1,741	2.2	-0.7	1,192	1,216	2.0	-0.1	1,242	1,249	0.6	0.0	1,447	1,476	2.0	0.8	1,424	1,440	1.1	1.0
	B	1,199	1,221	1.8	0.5	1,152	1,183	2.7	0.8	1,145	1,162	1.5	0.5	1,248	1,265	1.4	-0.2	1,028	1,034	0.6	0.6	1,067	1,063	-0.4	2.2	1,448	1,485	2.6	0.5	1,221	1,256	2.9	0.7
	C	1,128	1,151	2.0	0.6	1,013	1,041	2.8	1.2	1,125	1,148	2.0	0.4	1,224	1,249	2.0	2.7	976	988	1.2	0.4	1,088	1,116	2.6	-1.1	1,296	1,322	2.0	0.8	1,122	1,148	2.3	-0.2
	D	1,077	1,102	2.3	0.6	1,000	1,026	2.6	1.4	1,054	1,082	2.7	0.4	1,269	1,270	0.1	1.6	916	930	1.5	0.1	1,091	1,076	-1.4	0.2	1,200	1,239	3.3	0.3	1,102	1,119	1.5	2.5
	計	1,220	1,244	2.0	0.5	1,115	1,146	2.8	1.4	1,197	1,218	1.8	0.3	1,466	1,493	1.8	0.2	1,055	1,071	1.5	0.2	1,145	1,151	0.5	0.3	1,369	1,400	2.3	0.7	1,257	1,279	1.8	0.9

消費者物価指数の指標

- 消費者物価指数の指標には、「総合」のほか、消費者物価の基調を把握するため、変動が大きい品目を除いた「生鮮食品を除く総合」「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」があるが、中央最低賃金審議会の「主要統計資料」では、消費者と実際に取引がある品目の価格の動きを把握するため、「持家の帰属家賃を除く総合」を利用している。

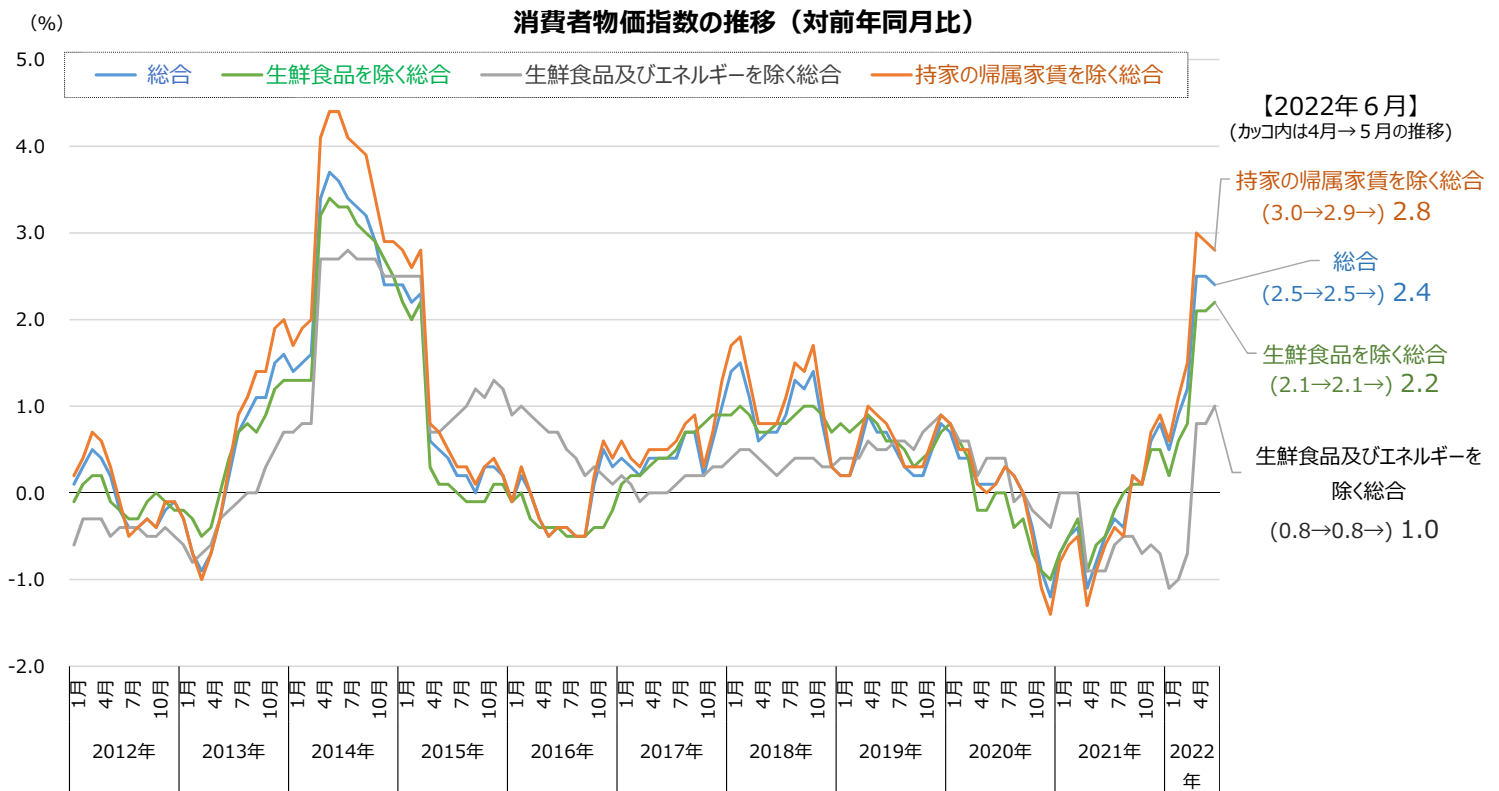
「総合」	世帯が購入する財・サービスのうち、世帯の消費支出上一定の割合を占める重要な品目の価格の指数を計算し、これをウェイト（家計の消費支出に占める割合）により加重平均したもの。
「生鮮食品を除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」を除いたもの。
「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」や、海外要因で変動する原油価格の影響を直接受ける「エネルギー」（電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油、ガソリン）を除いたもの。
「持家の帰属家賃を除く総合」	<p>消費者と取引がある品目の価格の動きを把握するため、実際に市場での売買がない「持家の帰属家賃」を除いたもの。</p> <p>※ 「持家の帰属家賃」とは、実際には家賃の支払を伴わない持家住宅についても、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され、消費されるものと仮定して、一般市場価格で評価した概念的なもの。</p> <p>※ 家計調査の「消費支出」や毎月勤労統計調査の「賃金」は、「持家の帰属家賃を除く総合」を使用して実質化している。</p>

（資料出所）総務省ホームページ「消費者物価指数に関するQ&A（回答）」「家計調査に関するQ&A（回答）」、総務省統計研究研修所次長 佐藤朋彦「統計Today No.128「実感」する消費者物価とは」（平成30年4月19日）を基に、厚生労働省労働基準局において作成。

6

消費者物価指数の推移（対前年同月比）

- 2022年6月の消費者物価指数の「総合」は+2.4%、「生鮮食品を除く総合」は+2.2%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は+1.0%、「持家の帰属家賃を除く総合」は+2.8%となっている（いずれも対前年同月比）。



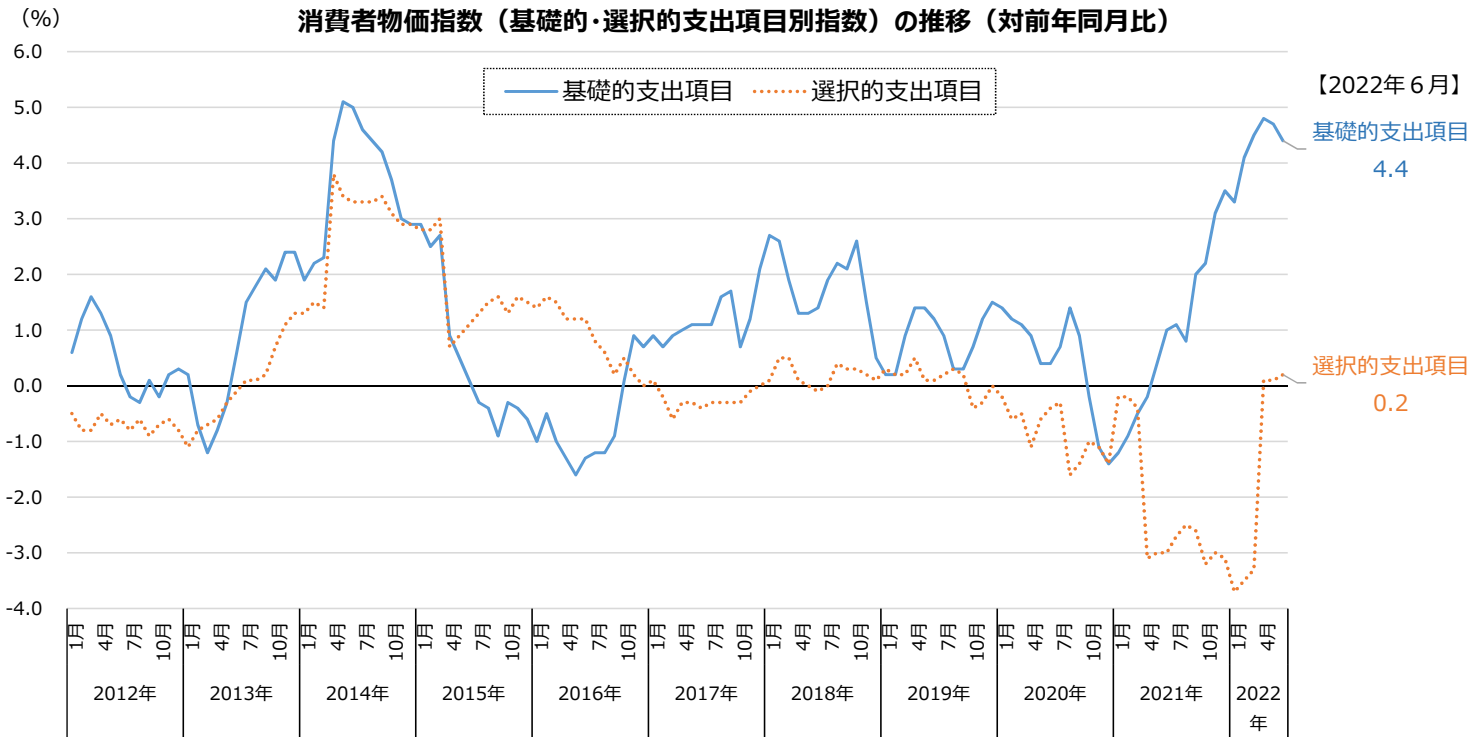
（資料出所）総務省「消費者物価指数」

7

消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」の推移

○ 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」（対前年同月比）を見ると、2022年6月では、「基礎的支出項目」は+4.4%である一方、「選択的支出項目」は+0.2%となっている。

消費者物価指数（基礎的・選択的支出項目別指数）の推移（対前年同月比）



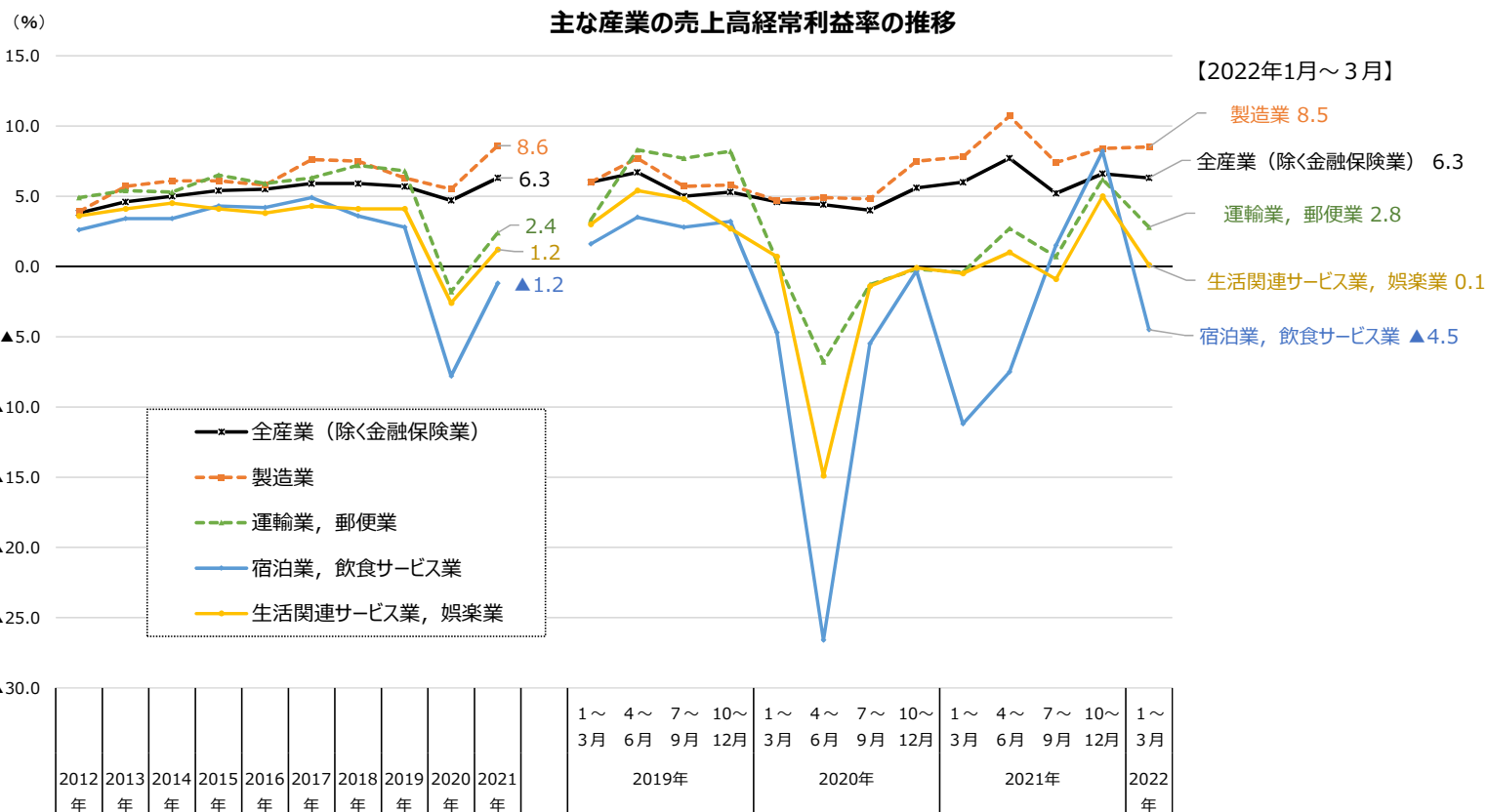
(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

- (注) 1. 基礎的支出項目（必需品的なもの）とは、支出弾力性が1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。
 選択的支出項目（贅沢品のなもの）とは、支出弾力性が1.00以上の支出項目であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。
 2. 支出弾力性とは、消費支出総額が1%変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。
 3. 基礎的支出項目・選択的支出項目別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

主な産業の売上高経常利益率の推移

○ 主な産業の経常利益率の推移をみると、2020年4～6月期に一部の産業で大きく低下しているが、その後は、四半期ごとに変動はあるものの、改善傾向で推移している。

主な産業の売上高経常利益率の推移



(資料出所) 財務省「法人企業統計」より作成。

- (注) 1. 資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。
 2. 暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

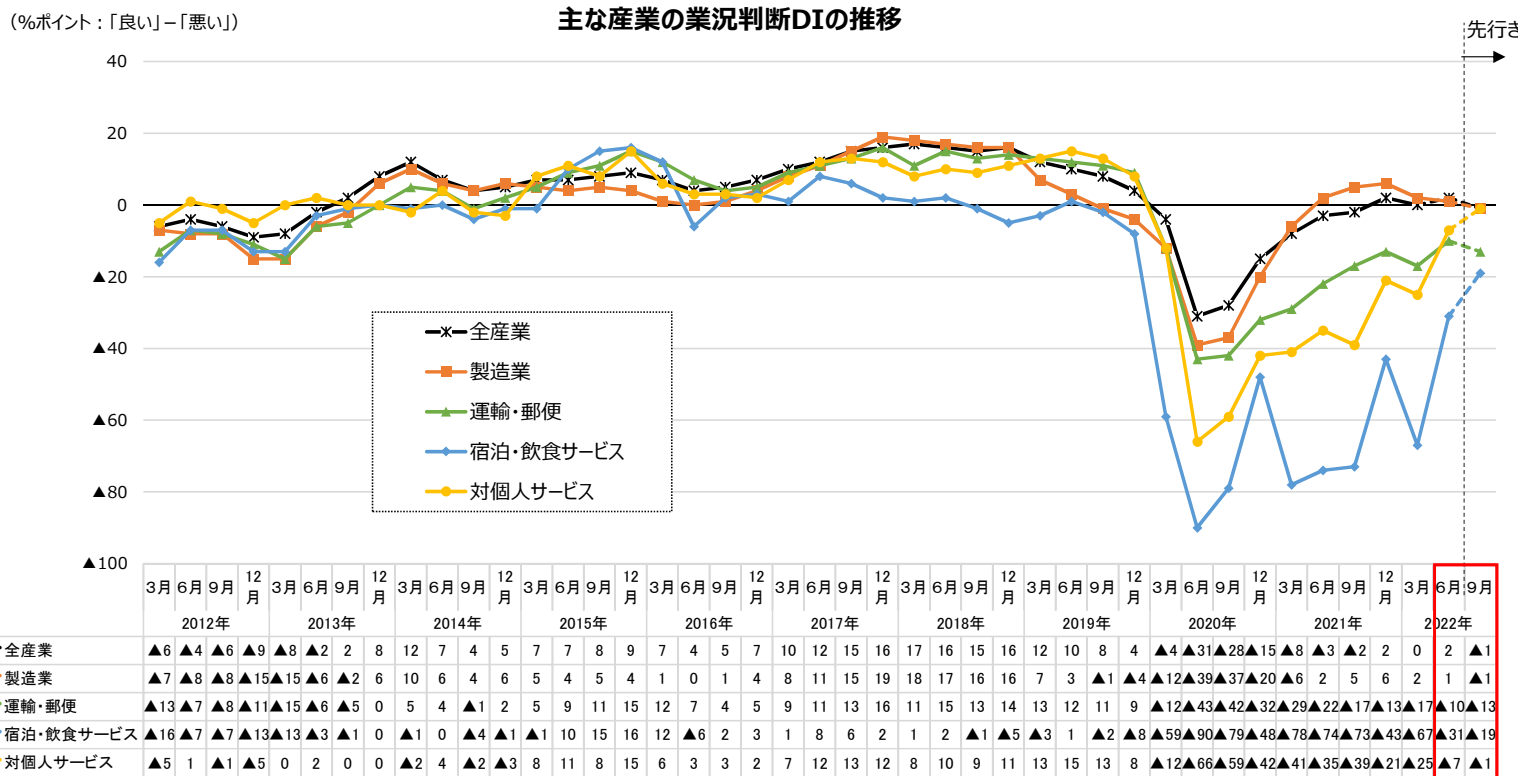
(参考) 売上高経常利益率の推移(詳細)

	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年				2020年				2021年				2022年			
								1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月			
								月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月		
全産業(除金融保険業)	3.8	4.6	5.0	5.4	5.5	5.9	5.9	5.7	6.0	6.7	5.0	5.3	4.7	4.6	4.4	4.0	5.6	6.3	6.0	7.7	5.2	6.6	6.3
製造業	3.9	5.7	6.1	6.1	5.8	7.6	7.5	6.3	6.0	7.7	5.7	5.8	5.5	4.7	4.9	4.8	7.5	8.6	7.8	10.7	7.4	8.4	8.5
非製造業	3.8	4.1	4.5	5.0	5.4	5.2	5.2	5.5	6.0	6.3	4.7	5.1	4.3	4.6	4.1	3.7	4.8	5.4	5.3	6.4	4.2	5.8	5.4
農林水産業	3.5	5.0	4.0	3.7	5.9	2.7	2.0	3.4	5.3	1.8	▲1.5	6.8	1.2	3.7	▲5.3	0.0	5.3	4.9	6.7	5.9	2.2	4.8	2.7
鉱業、採石業、砂利採取業	35.8	35.3	35.8	24.1	14.0	21.6	19.9	22.8	20.7	24.5	23.8	22.4	8.8	19.3	13.7	13.2	▲17.3	24.7	20.6	28.2	25.1	24.6	24.4
建設業	3.1	3.4	4.6	5.7	6.4	6.3	5.9	6.0	8.9	4.7	5.8	3.8	6.1	8.6	4.0	5.2	5.6	6.4	9.8	5.6	4.5	5.2	7.9
電気業	▲6.8	▲2.6	0.1	5.4	4.6	3.2	3.3	4.2	2.8	7.3	4.7	1.6	4.2	0.9	7.5	8.3	▲0.1	1.6	▲1.8	10.0	4.4	▲3.5	▲2.5
ガス・熱供給・水道業	7.0	4.1	4.6	9.7	6.5	5.2	3.8	5.9	10.4	10.6	0.0	0.3	5.4	6.8	7.6	4.2	2.4	2.1	4.8	8.5	▲2.3	▲2.7	8.6
情報通信業	8.6	8.3	8.6	8.9	9.2	9.7	10.0	9.7	7.6	12.7	8.9	10.0	9.5	7.6	12.0	9.2	9.4	10.3	8.5	11.0	8.9	12.8	9.0
運輸業、郵便業	4.9	5.4	5.3	6.5	5.9	6.3	7.2	6.8	3.3	8.3	7.7	8.2	▲1.8	0.4	▲6.8	▲1.3	▲0.2	2.4	▲0.4	2.7	0.7	6.2	2.8
卸売業・小売業	2.4	2.4	2.4	2.5	2.5	2.7	2.8	2.9	2.5	3.4	2.9	2.7	2.7	2.2	2.4	2.4	3.6	3.2	2.6	3.4	2.9	3.8	3.3
不動産業、物品賃貸業	9.4	9.8	10.5	12.2	12.2	12.3	12.0	11.6	13.0	13.2	9.8	10.3	10.1	9.0	11.3	9.6	10.9	11.5	10.8	13.8	10.9	10.5	11.2
サービス業	5.6	6.7	7.8	8.0	9.8	8.2	8.0	9.1	12.4	10.0	4.7	8.7	5.8	6.6	6.8	2.8	6.5	9.1	10.1	12.0	4.6	9.3	9.0
宿泊業、飲食サービス業	2.6	3.4	3.4	4.3	4.2	4.9	3.6	2.8	1.6	3.5	2.8	3.2	▲7.8	▲4.7	▲26.6	▲5.5	▲0.3	▲1.2	▲11.2	▲7.5	1.5	8.2	▲4.5
生活関連サービス業、娯楽業	3.6	4.1	4.5	4.1	3.8	4.3	4.1	4.1	3.0	5.4	4.8	2.7	▲2.6	0.7	▲14.9	▲1.4	▲0.1	1.2	▲0.5	1.0	▲0.9	5.0	0.1
学術研究、専門・技術サービス業	10.8	12.5	15.6	16.4	22.4	14.4	16.0	19.9	27.4	22.5	5.1	19.5	15.9	15.8	26.6	6.1	12.9	19.3	23.3	28.4	7.2	15.1	19.9
教育、学習支援業	6.1	7.2	7.6	5.1	4.7	8.1	7.4	5.6	3.6	1.7	9.1	7.5	4.4	7.9	▲16.9	11.5	8.1	7.9	8.1	6.0	11.0	6.5	5.8
医療、福祉業	6.7	7.2	5.9	6.1	6.8	5.1	4.3	3.8	4.7	5.3	3.1	2.4	5.0	4.9	2.8	5.1	7.0	4.8	3.5	5.8	4.4	5.2	3.2
職業紹介・労働者派遣業	4.1	2.9	3.7	4.6	5.1	6.0	5.2	5.3	4.1	5.9	4.4	7.0	5.2	4.6	5.1	2.3	8.7	6.8	5.8	5.3	6.2	9.4	6.5
その他のサービス業	4.4	5.6	5.5	6.2	7.1	7.0	6.3	6.9	7.7	7.2	5.5	7.2	6.0	6.1	6.3	4.9	6.6	7.2	7.7	8.8	5.4	6.9	7.7

(資料出所) 財務省「法人企業統計」より作成。
 (注) 1. 資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。
 2. 暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移

○ 日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移をみると、2020年前半に宿泊業、飲食サービス業などを中心に大きく低下したが、その後は改善傾向にある。



(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」
 (注) 1. 調査対象は、資本金2千万円以上の民間企業(「金融機関」および「経営コンサルタント業、純粋持株会社」を除く)。
 2. 2022年9月の数値は、2022年6月調査による「先行き(3か月後)」の状況の数値。
 3. 「対個人サービス」は、「洗濯・理容・美容・浴場業」その他の生活関連サービス業「娯楽業」「専修学校、各種学校」「学習塾」「教養・技能教授業」「老人福祉・介護事業」「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」からなる。

中小企業景況調査による業況判断DIの推移

(「好転」－「悪化」・%ポイント、前年同期比)

	令和元年			令和2年				令和3年				令和4年	
	4－6月	7－9月	10－12月	1－3月	4－6月	7－9月	10－12月	1－3月	4－6月	7－9月	10－12月	1－3月	4－6月
合計	-17.3	-19.7	-23.9	-32.6	-66.7	-57.2	-46.4	-44.7	-25.6	-31.3	-23.6	-34.6	-19.4
製造業	-17.2	-21.9	-25.9	-37.3	-70.3	-65.2	-54.2	-44.5	-18.6	-16.8	-13.7	-21.6	-14.6
建設業	-1.9	-1.9	-3.4	-11.6	-38.1	-31.7	-23.9	-19.0	-16.2	-18.2	-14.6	-22.6	-20.6
卸売業	-20.2	-22.2	-28.1	-37.9	-69.8	-62.7	-50.0	-44.6	-20.2	-27.4	-17.3	-25.2	-12.5
小売業	-29.2	-30.4	-36.2	-41.0	-70.4	-57.5	-46.6	-47.7	-35.5	-45.3	-37.4	-47.6	-31.0
サービス業	-13.9	-16.6	-20.6	-29.9	-72.0	-60.4	-48.5	-53.3	-28.3	-37.7	-25.4	-41.4	-15.2

資料出所 中小企業庁「中小企業景況調査」

(注) 1 本調査の調査対象企業は以下のとおり(全国で約1万9千社)である。

製造業、建設業：資本金3億円以下又は従業員300人以下 卸売業：資本金1億円以下又は従業員100人以下

小売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下

サービス業：資本金5千万円以下又は従業員100人以下

2 「DI」とは、Diffusion Indexの略で、「増加」・「好転」したなどとする企業の割合(百分率)から、「減少」・「悪化」したなどとする企業の割合(百分率)を引いた値である。

国内企業物価指数(前年同月比)の推移

○ 国内企業物価指数については、2022年に入ってから前年同月比で9%を超える水準で推移している。



(資料出所) 日本銀行「企業物価指数」

(注) 2022年6月は速報値。

消費者物価指数の対前年上昇率の推移(全国・ランク別)

(単位：%)

区分	年	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	令和4年						(参考) 令和4年 1月～6月 の各ランク の平均
												1月	2月	3月	4月	5月	6月	
全国		0.0	0.5	3.3	1.0	△ 0.1	0.6	1.2	0.6	0.0	△ 0.3	0.6	1.1	1.5	3.0	2.9	2.8	
Aランク		△ 0.1	0.4	3.1	1.2	△ 0.1	0.3	1.1	0.7	△ 0.1	△ 0.6	0.4	1.0	1.3	3.0	2.9	2.7	1.88
Bランク		0.0	0.5	3.3	1.2	△ 0.1	0.6	1.2	0.5	0.0	△ 0.4	0.5	1.0	1.4	2.8	2.7	2.5	1.82
Cランク		△ 0.1	0.4	3.3	1.1	△ 0.1	0.6	1.2	0.6	0.0	△ 0.2	0.4	0.8	1.2	2.7	2.7	2.7	1.75
Dランク		0.0	0.3	3.2	0.9	0.0	0.7	1.2	0.5	△ 0.2	△ 0.3	0.3	0.7	1.1	2.9	2.8	2.8	1.77

資料出所 総務省「消費者物価指数」

(注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

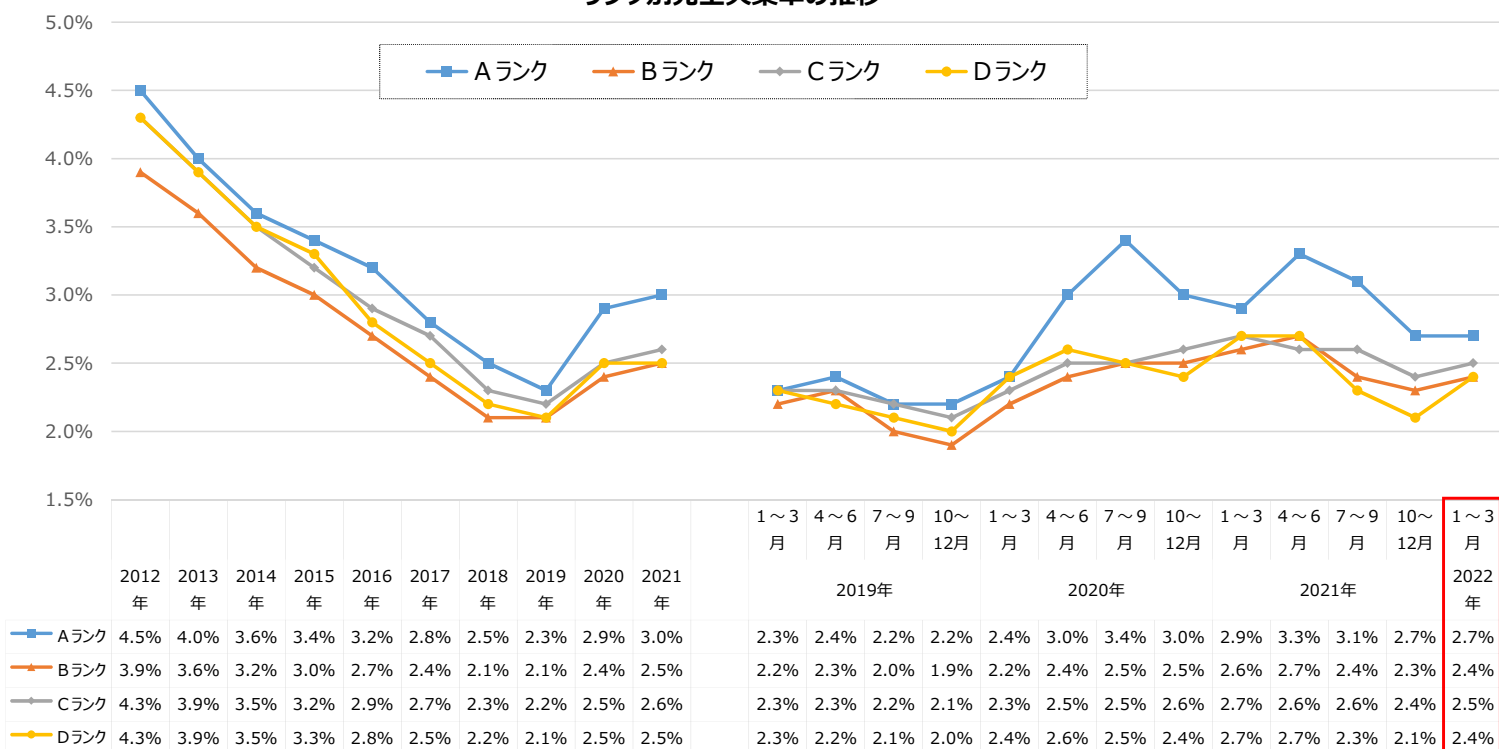
2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。

3 各ランクは、各年における適用ランクである。

ランク別完全失業率の推移

○ ランク別に完全失業率の推移をみると、2020年4～6月期頃から特にAランク地域において完全失業率が上昇したが、足下では一時期に比べて改善している。

ランク別完全失業率の推移



(資料出所) 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。

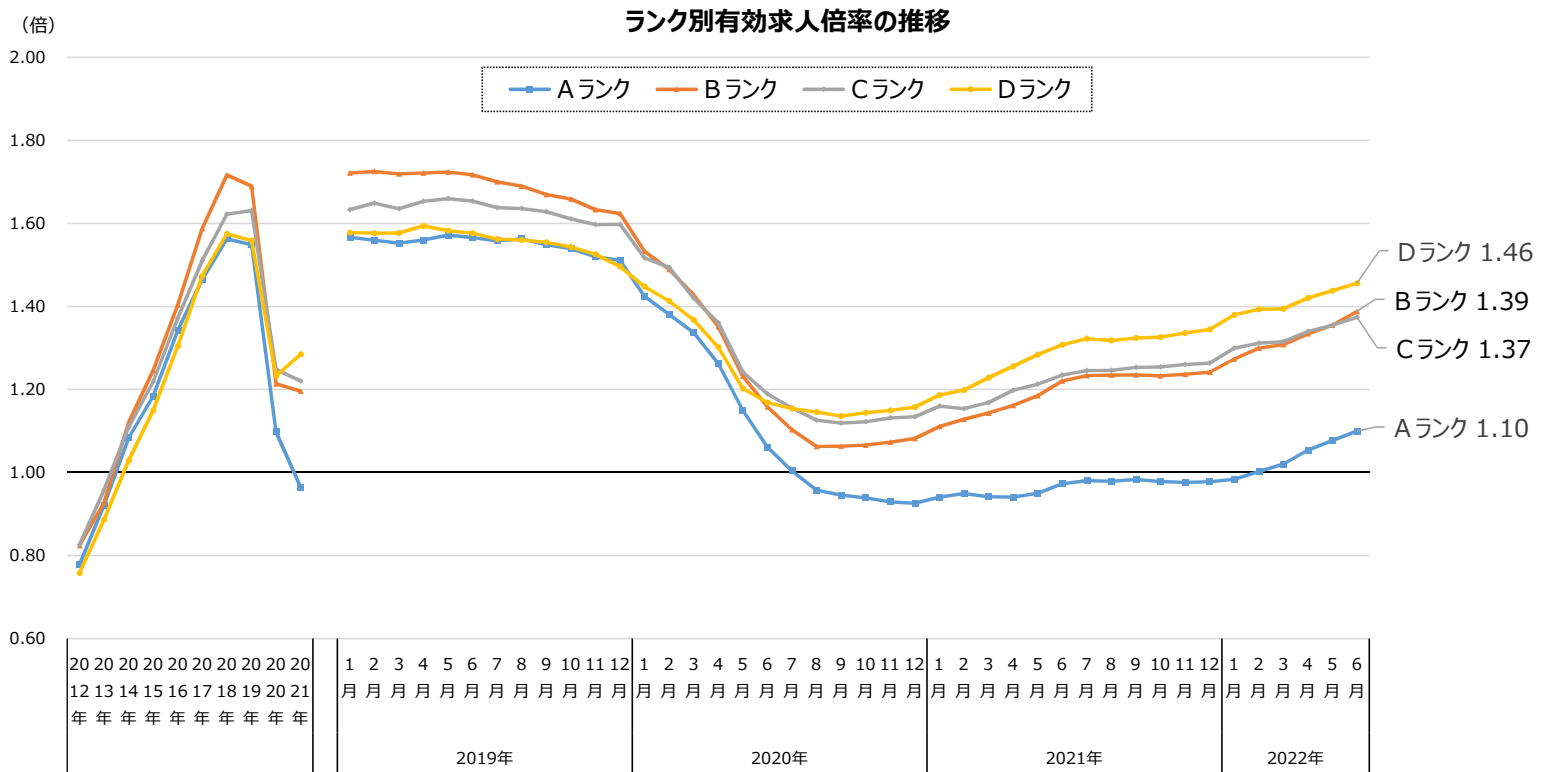
(注) 1. モデル推計による都道府県別結果。

2. 各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。

3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

ランク別有効求人倍率の推移

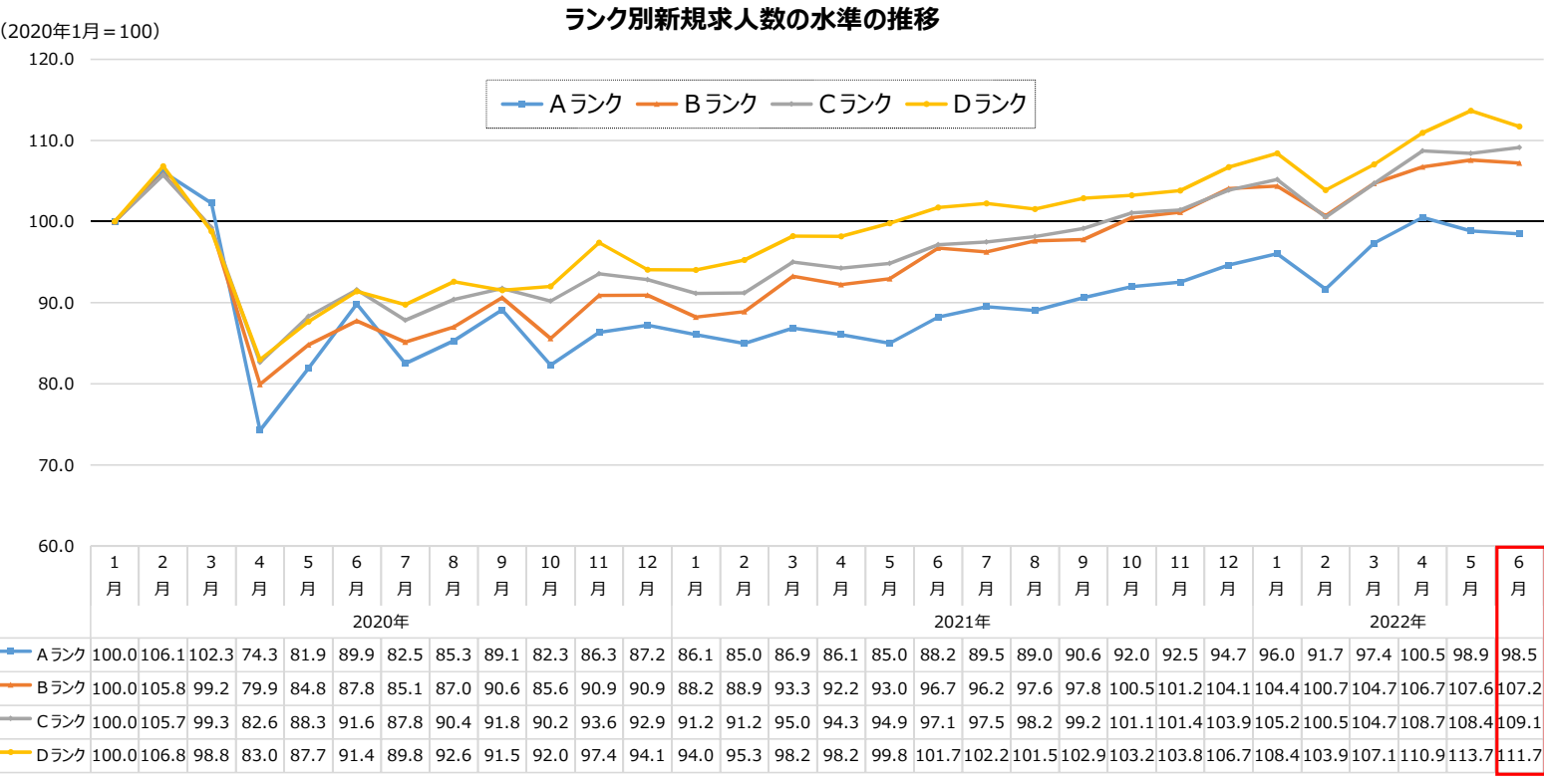
- ランク別に有効求人倍率の推移をみると、2020年の前半に大きく低下した後、改善傾向が続いている。
- Aランクでは他のランクに比べて回復が遅れているが、足下では改善の動きがみられる。



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。
 (注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人人数(就業地別)と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。
 2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。
 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

ランク別新規求人数の水準の推移

- ランク別に新規求人数の水準の推移をみると、2020年4月に大きく減少した後、増加傾向が続いており、足下では、最も改善が遅れているAランクでも2020年1月の水準を概ね回復している。



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。
 (注) 1. 2020年1月の新規求人数(季節調整値)を100とした場合の各月の新規求人数(季節調整値)の水準。
 2. 各ランクの新規求人数は、当該ランクに属する都道府県の就業地別新規求人数(季節調整値)を合算して算出。

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和4年8月1日

1 はじめに

令和4年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

2 労働者側見解

労働者側委員は、直近2年はコロナ禍の影響を意識した審議を行ってきたが、現在は社会活動の正常化も進み、政府の各種支援策等にも支えられる中で経済は回復基調にあるとの認識を示した上で、今後重要なことは、経済をより自律的な成長軌道にのせていくことであり、そのためには、経済・社会の活力の源となる「人への投資」が必要で、その重要な要素の1つが最低賃金の引上げにほかならないと主張した。

また、本年の春季生活闘争で労働組合は「人への投資」を積極的に求め、中小企業を含めて経営側も総じてこれに応え、これまで以上の賃上げの広がりや底上げを図ることができたことと述べた上で、労使で答えを出した賃上げの流れを最低賃金の引上げにつなげ、最低賃金近傍で働く者の労働条件向上へ波及させるべきであると主張した。

加えて、現在の最低賃金の水準では、年間2,000時間働いても年収200万円程度と、いわゆるワーキングプア水準にとどまり、国際的にみても低位であること、また、連合が公表している最低限必要な賃金水準では、最も低い県であっても時間単価で950円を上回らなければ単身でも生活できないとの試算結果が出ていることも踏まえ、最低賃金は生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準へ引上げるべきであると主張した。

さらに、昨今の急激な物価上昇が働く者の生活に影響を及ぼしていることや、特に基礎的支出項目等の伸びが顕著であり、生活必需品等の切り詰めることができない支出項目の上昇が最低賃金近傍で働く者の生活を圧迫していることを述べるとともに、この実態を直視し、生活水準の維持・向上の観点から消費者物価上昇率を考慮した引上げが必要であると主張した。なお、企業物価も上昇していることから、中小企業において円滑に価格転嫁をできるよう強力的に支援を図り、もって最低賃金引上げに向けた環境を整備することが重要であると主張した。

また、労働市場でも募集賃金の上昇が見られるが、これは労働力人口が減少する現下の環境において、企業が存続・発展に向けて賃上げを通じた人材確保に重きを置いていることの現れであり、この点も本年度の目安の決定にあたり考慮すべきで

あると主張した。

そして、地域間の額差をこれ以上放置すれば、労働力の流出により、地方・地域経済への悪影響があるとの懸念を示すとともに、昨年度、目安を上回る引上げが行われたのは全てDランク県であり、これは人材確保に対する地方の危機感の現れであって中央最低賃金審議会としてもこの点を受け止めるべきとの認識を示した。

以上を踏まえ、本年度は「誰もが時給 1,000 円」への通過点として、「平均 1,000 円」への到達に向けてこれまで以上に前進する目安が必要であり、併せて地域間格差の是正に向けてC・Dランクの底上げ・額差改善につながる目安を示すべきであると主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

3 使用者側見解

使用者側委員は、中小企業を取り巻く経営環境について、企業規模や業種により、回復基調の格差が生じ、さらに、新型コロナウイルス感染症の影響による景気の低迷に加え、ロシアのウクライナ侵攻に対する金融制裁や、エネルギー問題などの国際経済情勢の変化の影響を大きく受け、予断を許さない状況であるとの認識を示した。

加えて、中小企業の労働分配率が80%程度と高い中、近年の最低賃金は、過去最高額を更新する引き上げが行われ、影響率も高止まりしており、多くの中小企業から経営実態を十分に考慮した審議が行われていないとの声があると述べた。

その上で、今年度の目安については、引き続き新型コロナウイルス感染症や、急激な原材料費等の高騰や物価の上昇、円安の進行、海外情勢等の影響を受けている中小企業の経営状況や、地域経済の実情を各種資料からの確に読み取り、各種データによる明確な根拠を基に、納得感のある目安額を提示できるよう、最低賃金法第9条における3要素に基づいて慎重な審議を行うべきと主張した。

さらに、地方における昨年度の答申に対する不信・不満を払拭できるよう、地方が納得できる目安を示すべく議論を尽くしたいと述べ、目安額とそれを導き出すロジックについて、地方最低賃金審議会の委員や、目安額を報道で知ることとなる労働者・企業が納得できるものを示すことが求められると訴えた。

また、「生産性が向上し、賃上げの原資となる収益が拡大した企業が、自主的に賃上げする」という経済の好循環を機能させることが重要であり、スムーズな好循環の実現のため、中小企業に対する一層の支援を含め、産業構造上の上流から下流まで、企業規模にかかわらず、さらなる生産性の向上や価格転嫁も含む取引環境の適正化への支援等の充実が不可欠であると主張した。

中央最低賃金審議会の目安額は地方最低賃金審議会を拘束する性質のものではないことを小委員会報告に明記し、さらに地方最低賃金審議会は地域別最低賃金額

及び発効日について、当該地域の実態を踏まえて決定できることを確認したいとの認識を示した。

また、使用者側は、各種統計等に基づく審議を行うべきこと、中小企業の賃金引上げの実態を示し、3要素を総合的に表している「賃金改定状況調査結果」の、とりわけ第4表を重視する旨を従来から主張しており、令和2年度・3年度は、「コロナ感染症という未曾有の影響があり、もはや通常の経済活動ができる状況とは言えない特殊な事情であったことから、第4表に重点を置いた議論ができなかった」ということであり、今後も第4表を重視しつつ、他の指標も勘案して目安審議を進めていくスタンスに変わりないことを明言した。その上で、今年度はコロナ禍においても雇用を維持しながら、必死に経営を維持してきた企業の「通常の事業の賃金支払能力」を最も重視して審議していく必要があると主張した。

使用者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見が一致せず、目安を定めるに至らなかった。

5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、平成29年全員協議会報告の3（2）で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、加えて、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」及び「新しい資本主義実行計画工程表」並びに「経済財政運営と改革の基本方針2022」に配意しつつ、各種指標を総合的に勘案し、下記1のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記2のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるよう一層の取組を求めるとともに、特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、原材料費等の高騰にも対応したものとするなどのより一層の実効性ある支援の拡充

に加え、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。

下請取引の適正化については、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）及び「取引適正化に向けた5つの取組」（令和4年2月）に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を強く要望する。また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

記

(以下、別紙1と同じ)

最低賃金審議会及び最低賃金専門部会の今後の日程

第1回専門部会	8/8（月）	15時から
第2回専門部会	8/10（水）	9時30分から
第3回専門部会	8/12（金）	13時30分から
第431回本審（答申）	8/17（水）	10時から
第432回本審（異議審）	9/2（金）	9時から

当資料は当店 web サイトに掲載しています

<https://www3.boj.or.jp/shimonoseki/>



BANK OF JAPAN
SHIMONOSEKI BRANCH



日本銀行

2022年8月3日

日本銀行下関支店

〒750-8601

下関市岬之町7-1

TEL : 083-233-3113

FAX : 083-228-1021

山口県金融経済情勢

(2022年8月)

(概況)

県内景気は、緩やかに持ち直している。

需要項目別にみると、公共投資は、横ばい圏内で推移している。輸出は、前年を上回っている。個人消費は、下押し圧力が残るものの、持ち直しつつある。住宅投資は、弱含んでいる。設備投資は、高水準横ばい圏内で推移している。

こうした中、生産は、持ち直しの動きが続いている。雇用・所得情勢は、持ち直している。物価は、前年を上回っている。

企業倒産は、落ち着いている。金融面をみると、預金・貸出は、ともに前年を上回った。貸出金利は、低下傾向にある。

先行きについては、新型コロナウイルス感染症、地政学的リスクの動向やこれらに伴う供給制約、原材料価格の上昇等が当地の金融経済に与える影響について注視していく必要がある。

【実体経済】

各統計の時期、計数については、後掲の山口県主要金融経済指標を参照。

公共投資	<p><u>公共投資</u>は、横ばい圏内で推移している。 <u>公共工事請負金額</u>は、前年を上回った。</p>
輸出入	<p><u>輸出</u>は、前年を上回っている。 <u>輸出、輸入</u>ともに、前年を上回った。</p>
個人消費	<p><u>個人消費</u>は、下押し圧力が残るものの、持ち直しつつある。 個人消費関連の販売統計をみると、<u>コンビニエンスストア販売額</u>、<u>ホームセンター販売額</u>、<u>ドラッグストア販売額</u>は、前年を上回った一方、<u>百貨店・スーパー販売額</u>は、前年を下回った。また、耐久消費財では、<u>家電大型専門店販売額</u>は、前年を上回った一方、<u>乗用車新車登録台数</u>は、前年を下回った。</p>
住宅投資	<p><u>住宅投資</u>は、弱含んでいる。 <u>新設住宅着工戸数</u>は、前年を下回った。</p>
設備投資	<p><u>設備投資</u>は、高水準横ばい圏内で推移している。 <u>山口県短観</u>（2022年6月調査）における企業の設備投資をみると、2021年度実績は減少した。また、2022年度は増加計画となっている。 <u>建築物着工床面積</u>（非居住用）は、前年を上回った。</p>
生産	<p><u>生産</u>は、持ち直しの動きが続いている。 <u>鉱工業生産指数</u>（5月）は、前月比低下した。業種別にみると、食料品・たばこは上昇した一方、化学は低下した。</p>
雇用・所得	<p><u>雇用・所得情勢</u>は、持ち直している。 <u>有効求人倍率</u>は、前月を上回った。<u>現金給与総額</u>は、前年を上回った一方、<u>常用労働者数</u>は、前年を下回ったことから、<u>雇用者所得</u>は、前年を下回った。</p>
物価	<p><u>物価</u>は、前年を上回っている。 <u>消費者物価指数</u>（除く生鮮食品）は、前年を上回った。</p>

【企業倒産】

企業倒産	<p><u>企業倒産</u>は、落ち着いている。 件数（1件）は前年（1件）と同数となった一方、負債総額（110百万円）は前年（30百万円）を上回った。</p>
------	--

【金融】

預金 貸出	<u>預金・貸出</u> は、ともに前年を上回った。 県内金融機関（銀行、信金）の預金、貸出の動向をみると、預金、貸出ともに前年を上回った。
貸出約定 平均金利	<u>貸出金利</u> は、低下傾向にある。 貸出約定平均金利（総合）は、前月に比べ、横ばいとなった。

以 上

山口県主要金融経済指標(1)

— p:速報値、r:訂正または改定値
 — 特に記載のない限り、全て山口県に関する計数

1. 需要コンポーネント

(前年比%)

	公共投資 公共工事 請負金額	輸出入		個人消費					
		輸出	輸入	百貨店・スーパー販売額		コンビニエンス ストア 販売額	ホームセンター 販売額	ドラッグストア 販売額	家電 大型専門店 販売額
				(全店)	(既存店)				
21/ 7-9月	-6.8	22.0	100.7	-3.8	-4.2	2.0	-11.3	0.3	-8.6
10-12	-19.1	18.5	96.7	0.3	-1.5	-1.7	-3.9	0.5	-8.3
22/ 1-3	1.8	8.3	48.6	1.0	0.4	1.0	-2.8	3.9	-3.1
4-6	2.2	16.7	p 79.1	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
22/ 3	19.7	10.1	48.6	1.0	0.4	2.1	-0.1	5.0	1.3
4	3.1	-6.3	43.9	1.1	1.1	0.9	-1.0	1.8	-1.4
5	-56.9	25.8	r 98.6	2.1	2.0	4.3	-2.1	r 0.7	-6.9
6	62.9	33.6	p 98.9	p -2.1	p -2.2	p 2.5	p 0.1	p 3.5	p 0.1
資料出所	西日本 建設業保証	財務省		経済産業省					

(前年比%)

	乗用車新車 登録台数	個人消費		住宅投資	設備投資
		うち 登録車	うち 軽自動車	新設住宅 着工戸数	建築物着工 床面積 (非居住用)
		21/ 7-9月	-18.8	-14.4	-24.6
10-12	-20.5	-20.3	-20.8	44.6	44.1
22/ 1-3	-16.7	-13.7	-20.6	-23.2	-12.9
4-6	-17.0	-18.5	-15.0	-20.5	15.6
22/ 3	-14.0	-11.1	-18.1	-26.2	23.0
4	-18.3	-19.6	-16.5	-25.5	-17.9
5	-22.6	-16.8	-29.5	-2.7	32.1
6	-10.6	-18.9	2.1	-30.6	27.3
資料出所	中国運輸局		国土交通省		

(前年比%、22年6月調査)

設備投資		
山口県企業短期経済観測調査		
設備投資額	2021年度実績	2022年度計画
(含む土地投資額)		
全産業	-8.6	7.3
製造業	-5.8	9.5
非製造業	-18.0	-1.0
資料出所	日本銀行下関支店	

(注) 公共工事請負金額、輸出入、新設住宅着工戸数、建築物着工床面積の四半期計数、乗用車新車登録台数の月次、四半期計数は、日本銀行下関支店で算出。

2. 生産関連

(季節調整済・前期比%)

	鉱工業指数		
	生産	出荷	在庫
21/ 7-9月	-4.3	-3.2	2.9
10-12	6.6	3.4	5.7
22/ 1-3	-1.9	-4.9	1.2
4-6	n.a.	n.a.	n.a.
22/ 3	-5.4	-2.8	4.7
4	r 8.1	r 6.1	0.9
5	p -8.8	p -4.8	p 2.1
6	n.a.	n.a.	n.a.
資料出所	山口県		

(注) 15年基準。

3. 雇用・所得

(前年比%)

	雇用・所得			
	有効求人倍率 (季調済) (倍)	常用労働者数	現金給与総額 (名目)	雇用者所得
21/ 7-9月	1.36	-1.4	3.7	2.3
10-12	1.40	-1.9	2.1	0.2
22/ 1-3	1.47	-0.8	1.0	0.2
4-6	1.49	n.a.	n.a.	n.a.
22/ 3	1.49	-0.9	-1.1	-2.0
4	1.53	-1.1	2.8	1.6
5	1.47	-0.5	0.4	-0.1
6	1.48	n.a.	n.a.	n.a.
資料出所	厚生労働省	山口県		

(注) 1. 常用労働者数、現金給与総額は、事業所規模5人以上。指数ベース、20年基準。
 2. 有効求人倍率、常用労働者数、現金給与総額の四半期計数は、日本銀行下関支店で算出。
 3. 雇用者所得は、次式に基づき、日本銀行下関支店で算出。雇用者所得=常用労働者数×現金給与総額。

山口県主要金融経済指標 (2)

4. 物価

(前年比%)

		消費者物価指数 (除く生鮮食品)
		山口市
21/	7-9 月	0.2
	10-12	1.0
22/	1-3	0.9
	4-6	2.4
22/	3	0.9
	4	2.3
	5	2.3
	6	2.6
資料出所		総務省

(注) 消費者物価指数(除く生鮮食品)の四半期計数は、日本銀行下関支店で算出。20年基準。

5. 企業倒産、金融

(前年比%)

	企業倒産		金融						
	件数 (件)	負債総額 (百万円)	預金 (末残)	貸出 (末残)	貸出約定平均金利(ストックベース)				
					総合 (%)	短期 (%)	長期 (%)		
21/	7-9 月	13	2,308	2.7	-1.1	1.128	1.708	1.113	
	10-12	13	2,444	3.1	-0.7	1.131	1.680	1.117	
22/	1-3	7	768	4.1	1.0	1.126	1.709	1.112	
	4-6	10	1,277	3.6	1.7	1.132	1.737	1.117	
22/	3	5	368	4.1	1.0	1.126	1.709	1.112	
	4	5	700	3.4	0.4	1.133	1.742	1.119	
	5	4	467	3.4	0.9	1.132	1.746	1.117	
	6	1	110	3.6	1.7	1.132	1.737	1.117	
資料出所		東京商工リサーチ		日本銀行下関支店					

- (注) 1. 企業倒産(件数、負債総額)の四半期計数は、日本銀行下関支店で算出。
 2. 預金(末残)および貸出(同)は、以下の定義による。
 ・国内銀行(ゆうちょ銀行を除く)の山口県内店舗分および同県内に本店を置く信用金庫。
 ・銀行勘定を集計。ただし、国内銀行については、オフショア勘定を除く。
 3. 貸出約定平均金利は、以下の定義による。
 ・山口県内に本店を置く国内銀行(県内店舗ベース)および信用金庫(全店ベース)の貸出金利を貸出金残高で加重平均したもの。
 ・貸出金利・貸出金残高は銀行勘定の円貸出のうち、当座貸越を除く。
 4. 預金、貸出、貸出約定平均金利の四半期計数は、各四半期末月の月次計数。

第430回山口地方最低賃金審議会(議事要旨)

1 日 時 令和4年8月4日(木) 17時01分～17時45分

2 場 所 山口地方合同庁舎2号館 5階共用第一会議室

3 出席者 公益代表委員 5名
労働者代表委員 5名
使用者代表委員 4名

4 議 題

- (1) 令和4年度の山口県最低賃金の改正について
- (2) その他

5 議事概要

- (1) 令和4年8月2日に中央最低賃金審議会から示された令和4年度地域別最低賃金の改正の目安について、事務局から説明を行った。
- (2) 労働者側及び使用者側双方から基本的な主張が述べられた。